

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年9月3日
【会社名】	株式会社イデアインターナショナル
【英訳名】	IDEA INTERNATIONAL CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 橋本 雅治
【本店の所在の場所】	東京都港区芝五丁目13番18号M.T.Cビルディング3階
【電話番号】	03-5446-9505
【事務連絡者氏名】	常務取締役経営管理部長 松原 元成
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝五丁目13番18号M.T.Cビルディング3階
【電話番号】	03-5446-9505
【事務連絡者氏名】	常務取締役経営管理部長 松原 元成
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権付社債 (行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 400,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成22年8月25日に関東財務局長に提出した有価証券届出書の記載事項のうち、「表紙」および「第一部証券情報」に追加すべき事項があるのでこれを訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

表紙

届出の対象とした募集有価証券の種類

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行新株予約権付社債（短期社債を除く。）

第3 第三者割当の場合の特記事項

3 発行条件に関する事項

6 大規模な第三者割当の必要性

3【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しております。

【表紙】

【届出の対象とした募集有価証券の種類】

（訂正前）

新株予約権付社債

（訂正後）

新株予約権付社債

（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権付社債（短期社債を除く。）】

（訂正前）

（新株予約権付社債に関する事項）

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。単元株式数は100株である。
（中略）	（中略）

（注）1．本社債に付された新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計40個の本新株予約権を発行する。

（中略）

5．自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件を定めた理由

該当事項なし。

(訂正後)

(新株予約権付社債に関する事項)

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<p>1 本新株予約権付社債は、株価の変動により割当株式数が増減することがある。</p> <p>2 転換価額の修正基準</p> <p>平成23年5月1日、平成23年12月1日、平成24年7月1日、平成25年2月1日及び平成25年9月1日（以下、それぞれ「修正日」という。）において、当該修正日の直前20連続取引日の株式会社大阪証券取引所ヘラクレス市場における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の平均値の90%に相当する金額（1円未満切り上げ、以下、「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な転換価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、転換価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。</p> <p>3 転換価額の修正頻度</p> <p>権利行使期間中、平成23年5月1日、平成23年12月1日、平成24年7月1日、平成25年2月1日及び平成25年9月1日の5回のみ修正される。</p> <p>4 転換価額の上限</p> <p>888円（但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定を準用して調整されることがある。）</p> <p>5 転換価額の下限</p> <p>479円（但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定を準用して調整されることがある。）</p> <p>6 割当株式数の上限</p> <p>上記の上限転換価額で全額が転換された場合、最大で450,450株（発行済株式総数に対する割合は69.89%）が発行される。</p> <p>上記の下限転換価額で全額が転換された場合、最大で835,073株（発行済株式総数に対する割合は129.57%）が発行される。</p> <p>7 繰上償還条項</p> <p>平成25年7月1日以降、当社の選択により、額面額の103%の価額で繰上償還が可能である（詳細は別記「償還の方法」欄を参照）。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。単元株式数は100株である。</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>

(注) 1. 本社債に付された新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計40個の本新株予約権を発行する。

(中略)

5. 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件を定めた理由

該当事項なし。

6. 本新株予約権付社債の発行により資金の調達をしようとする理由

当社は、今回の資金調達に際し金融機関への融資交渉を進めてまいりましたが、当社の業績・財務状況等から既存取引金融機関からの追加借入は難しい状況が続いております。一方、公募増資による資金調達は、手続きに時間を要するため、当社が期待する時期での資金調達が成立する可能性は低いと考えざるを得ませんでした。

このような状況下において、当社は、以下に述べる本新株予約権付社債の得失を考慮のうえ、現実的な資金調達方法として、第三者割当による本新株予約権付社債の発行が現時点では最良の選択であると判断するに至りました。

本新株予約権付社債による資金調達には、以下のような得失があります。

- (1) 第三者割当の方法をとることにより、公募増資に比べ、当社の当面の資金需要を満たす資金調達が迅速かつ確実に実行できる。
- (2) 資金調達の効果として、財務基盤が強化され、企業価値向上の効果が期待される。
- (3) 一般的に、新株予約権付社債の転換は時期的に分散して行われるため、新株を一度に発行する場合と比べ、当社株式の株価に対する影響をある程度軽減できる。
- (4) 本新株予約権付社債は、平成22年9月30日から平成25年8月31日までの間は、当社取締役会において、期間を定めて本新株予約権の全部の行使を許諾する旨を決議した場合、当社取締役会において、当社普通株式若しくは権利行使により当社普通株式に転換可能な新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の権利を新たに発行し、又は当社が保有するこれらを処分することを決議した場合、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合、のいずれかの条件を満たさない限り権利行使ができない条件が付されており、急激な希薄化の進行を防止できる設計となっている。
- (5) 本新株予約権付社債は、平成25年7月1日以降は当社の判断による繰上げ償還が可能とされている。但し、その際は当該償還資金の分だけ資金調達額が減少する。
- (6) 転換価額の修正条項が付されているため、株価の下落により転換価額が下方修正されれば、希薄化の規模が拡大する。一方で、転換価額の修正には下限があり、当初転換価額の70%を下回る価額には修正されず、転換価額の修正頻度も、3年間で5回に制限されている。

7. 本新株予約権の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

当社が別記「新株予約権の行使の条件」欄に定める取締役会決議を行った場合、割当予定先は、本項第(1)号に定める条件が充足される場合に限り、本項第(2)号に定める範囲において、本新株予約権を行使できる。

- (1) 当該取締役会決議に基づき行われる発行又は処分によって、割当予定先を上回る当社株式保有比率(当社の発行済株式総数に対する当社普通株式の保有株数の比率をいう、以下同じ。)を有する株主又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の権利の保有者が新たに生じることとなる場合であって、当社が当該株主又は保有者の発生について割当予定先より事前の書面による承諾を得ていない場合、なお、本号においては、割当予定先の当社株式保有比率については、本新株予約権その他割当予定先が保有する当社普通株式に転換可能な新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む、以下本号において同じ。)その他の権利に係る潜在株式数を考慮しないものとし、また、当該新たな株主又は保有者の当社株式保有比率については、その者が保有し又は保有することとなる新株予約権その他の権利に係る潜在株式数(当該取締役会決議時点において当該新株予約権その他の権利に係る転換価額が確定していない場合は、当該時点を基準として当該新株予約権その他の権利の転換に係る条件に従って計算する。)を分子及び分母に加算して計算するものとする。

(2) 本新株予約権行使後の割当予定先の当社株式保有比率が5分の2を超えない範囲又は当社の株主中最大とならない範囲のうちいずれか小さい範囲。ただし、当該本新株予約権行使の直前時点において橋本雅治氏の当社株式保有割合が当社の株主中最大でない場合、又は当該取締役会決議に基づき行われる発行又は処分によって橋本雅治氏の当社株式保有比率が当社の株主中最大でなくなることが合理的に予見される場合は、範囲は限定されないものとする。なお、本号においては、割当予定先の当社株式保有比率については、本新株予約権その他割当予定先が保有する当社普通株式に転換可能な新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本号において同じ。)その他の権利に係る潜在株式数を考慮しないものとし、橋本雅治氏及び当該新たな株主又は保有者の当社株式保有比率については、その者が保有し又は保有することとなる新株予約権その他の権利に係る潜在株式数(本新株予約権行使の時点において当該新株予約権その他の権利に係る転換価額が確定していない場合は、当該時点を基準として当該新株予約権その他の権利の転換に係る条件に従って計算する。)を分子及び分母に加算して計算するものとする。

8. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

該当事項なし。

9. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容

該当事項なし。

10. その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項なし。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

3【発行条件に関する事項】

（訂正前）

（前略）

なお、本新株予約権付社債の発行に関する監査役会の意見については、第三者評価機関による算定結果との比較において当初転換価額が適正かつ妥当な価額であることを確認していること、本新株予約権付社債においては、平成22年9月30日から平成25年8月31日までの間は、当社取締役会において、期間を定めて本新株予約権の全部の行使を許諾する旨を決議した場合（当社が、割当先に対して追加で資金要請をする場合を想定）、当社取締役会において、当社普通株式若しくは権利行使により当社普通株式に転換可能な新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の権利を新たに発行し、又は当社が保有するこれらを処分することを決議した場合（当社が割当先以外の第三者に対して新たにエクイティ・ファイナンスを実施する場合を想定）、のいずれかの条件を満たさない限り権利行使ができない条件が付されており、早急な自己資本の拡充が求められている当社の状況を考慮すれば、第三者割当増資により財務基盤を拡充することにより企業価値の向上を図ることは、既存株主の利益に資すると考えられることから、本新株予約権付社債の当初転換価額は合理性があり妥当である旨の意見を得ております。

（訂正後）

（前略）

なお、本新株予約権付社債の発行に関する監査役会の意見については、第三者評価機関による算定結果との比較において当初転換価額が適正かつ妥当な価額であることを確認していること、本新株予約権付社債においては、平成22年9月30日から平成25年8月31日までの間は、当社取締役会において、期間を定めて本新株予約権の全部の行使を許諾する旨を決議した場合（当社が、割当先に対して追加で資金要請をする場合を想定）、当社取締役会において、当社普通株式若しくは権利行使により当社普通株式に転換可能な新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の権利を新たに発行し、又は当社が保有するこれらを処分することを決議した場合（当社が割当先以外の第三者に対して新たにエクイティ・ファイナンスを実施する場合を想定）、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合、のいずれかの条件を満たさない限り権利行使ができない条件が付されており、早急な自己資本の拡充が求められている当社の状況を考慮すれば、第三者割当増資により財務基盤を拡充することにより企業価値の向上を図ることは、既存株主の利益に資すると考えられることから、本新株予約権付社債の当初転換価額は合理性があり妥当である旨の意見を得ております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

（訂正前）

（前略）

また、第三者割当による新株予約権付社債を合わせて選択した理由といたしましては、短期的な資金需要（借入金の返済、新店舗への投資）をまかなうために全てを新株式発行にて発行した場合、発行時に一度に株式の希薄化が生じることになりますが、新株予約権付社債を発行する場合は、株式の希薄化の影響が分散して生じることになり、既存株主の利益に一定の配慮ができるものといえます。また、本新株予約権付社債においては平成22年9月30日から平成25年8月31日までの間は、当社取締役会において、期間を定めて本新株予約権の全部の行使を許諾する旨を決議した場合（当社が、割当先に対して追加で資金要請をする場合を想定）、当社取締役会において、当社普通株式若しくは権利行使により当社普通株式に転換可能な新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の権利を新たに発行し、又は当社が保有するこれらを処分することを決議した場合（当社が割当先以外の第三者に対して新たにエクイティ・ファイナンスを実施する場合を想定）、のいずれかの条件を満たさない限り権利行使ができない条件が付されており、平成25年7月1日以降は当社の判断による繰上げ償還が可能とされていること等、当社において希薄化の進行を一定程度コントロール可能な設計がなされており、別件本新株式の発行及び本新株予約権付社債の発行を行わない場合に対して、当社の既存株主の得られるメリットは非常に大きいと判断しております。

（中略）

また、本新株予約権付社債においては、平成22年9月30日から平成25年8月31日までの間は、当社取締役会において、期間を定めて本新株予約権の全部の行使を許諾する旨を決議した場合、当社取締役会において、普通株式を新たに発行し、又は権利行使により普通株式に転換可能な新株予約権その他の権利を発行することを決議した場合、のいずれかの条件を満たさない限り権利行使ができない条件が付されていること、平成25年7月1日以降は当社の判断による繰上げ償還が可能とされていること等、当社において希薄化の進行を一定程度コントロール可能な設計がなされており、急激な希薄化の進行は防止可能であると判断いたしました。

（後略）

(訂正後)

(前略)

また、第三者割当による新株予約権付社債を合わせて選択した理由といたしましては、短期的な資金需要(借入金の返済、新店舗への投資)をまかなうために全てを新株式発行にて発行した場合、発行時に一度に株式の希薄化が生じることになりますが、新株予約権付社債を発行する場合は、株式の希薄化の影響が分散して生じることになり、既存株主の利益に一定の配慮ができるものといえます。また、本新株予約権付社債においては平成22年9月30日から平成25年8月31日までの間は、当社取締役会において、期間を定めて本新株予約権の全部の行使を許諾する旨を決議した場合(当社が、割当先に対して追加で資金要請をする場合を想定)、当社取締役会において、当社普通株式若しくは権利行使により当社普通株式に転換可能な新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の権利を新たに発行し、又は当社が保有するこれらを処分することを決議した場合(当社が割当先以外の第三者に対して新たにエクイティ・ファイナンスを実施する場合を想定)、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合、のいずれかの条件を満たさない限り権利行使ができない条件が付されており、平成25年7月1日以降は当社の判断による繰上げ償還が可能とされていること等、当社において希薄化の進行を一定程度コントロール可能な設計がなされており、別件本新株式の発行及び本新株予約権付社債の発行を行わない場合に対して、当社の既存株主の得られるメリットは非常に大きいと判断しております。

(中略)

また、本新株予約権付社債においては、平成22年9月30日から平成25年8月31日までの間は、当社取締役会において、期間を定めて本新株予約権の全部の行使を許諾する旨を決議した場合、当社取締役会において、当社普通株式若しくは権利行使により当社普通株式に転換可能な新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の権利を新たに発行し、又は当社が保有するこれらを処分することを決議した場合、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合、のいずれかの条件を満たさない限り権利行使ができない条件が付されていること、平成25年7月1日以降は当社の判断による繰上げ償還が可能とされていること等、当社において希薄化の進行を一定程度コントロール可能な設計がなされており、急激な希薄化の進行は防止可能であると判断いたしました。

(後略)